

働き方改革関連法による改正後のじん肺法（概要）

健康情報の取扱いルールの明確化・適正化

（じん肺法第35条の3第1項）事業者は、労働者の健康情報を取り扱うに当たっては、労働者の**健康の確保に必要な範囲内で取り扱う**（本人の同意がある場合等を除く。）。

（じん肺法第35条の3第2項）労働者の**健康情報を適正に管理**するために必要な措置を事業者に義務付け。

（じん肺法第35条の3第3項）**厚生労働大臣は**、事業者による健康情報の取扱いの適切かつ有効な実施を図るため**必要な指針を公表**する。

（じん肺法第35条の3第4項）**厚生労働大臣は**、事業者に対し指針に関する**必要な指導等**ができる。